

## 不動産競売の期間入札の手続について

秋田地方裁判所

- 1 入札を希望される方は、執行官室で入札書・入札用封筒・入札書送付用封筒・保証金振込依頼書・入札保証金振込証明書用紙・買受申出人の暴力団員等に該当しない旨の陳述書の交付を受けてください。
- 2 2名以上の方が共同で入札しようとするときは、あらかじめ書面により執行官に許可を求めた上、許可書を入札書に添付してください。
- 3 入札書は物件ごとに別用紙を用いてください。ただし、一括売却される物件については、全物件につき1枚の入札書を提出してください。入札は物件ごとに一人1回に限ります。
- 4 入札書を書き損じたとき、又は記載事項を訂正しようとするときは、新たな入札書に書き直してください。入札価額を訂正したものは、無効となります。  
なお、一度提出した入札書の差し替え、変更又は取消しはできません。  
その他、入札書の記入にあたっては、入札書に記載されている注意事項をよく読んで誤りのないようにしてください。
- 5 入札用封筒には入札書のみを入れて必ず糊で封をし、封筒に開札期日を記入した上、保証を提供したことを示す書類（入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書）その他の必要書類を添えて執行官に提出してください。  
その他の必要書類
  - (1) 資格証明書（発行後3か月以内のもの）
    - ア （個人・法人）買受申出人の暴力団員等に該当しない旨の陳述書
    - イ （法人の場合）代表者事項証明書又は現在事項全部証明書
    - ウ （個人の場合）住民票
    - エ （外国人の場合）外国人登録証明書又は外国人登録記載事項証明書
    - オ （宅建建物取引業者の場合）宅地建物取引業の免許証写し
  - (2) （代理人によって入札する場合）代理委任状  
ただし、単に書類の提出行為を代行するだけであれば、委任状は不要です。
  - (3) （農地の場合）買受適格証明書
  - (4) （2名以上の者が共同入札する場合）共同入札許可書
- 6 簡易書留や配達記録等の郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」に基づいて許可を受けた業者が扱う信書便で入札する場合は、入札書を入れた封筒（内封筒）とともに保証その他5に記載する必要書類を送付用封筒（外封筒）に入れ、執行官宛てに送付してください。  
この場合、必ず入札期間内に到着することが必要です。また、許可を受けていない民間業者の信書便での入札は無効となります。
- 7 入札後、競売手続の取消し・取下げにより開札が実施されない場合があります。
- 8 入札の方法等についての詳細は、執行官室にお尋ねください。